

観光案内看板情報更新に関する業務委託 公募型プロポーザル実施要領

令和 8 年 7 月

吉 野 町

観光案内看板情報更新に関する業務委託公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）は、委託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定する手続きについて、必要事項を定めるものである。

1 事業目的

本業務は、国内外から多くの観光客が来訪される吉野山エリアの観光案内看板における老朽化や視認性の低さ（表記の不統一・多言語対応の遅れ）を解消するため、景観に調和する「統一規格のガイドライン」を策定し、実際の看板改修工事と多言語による情報発信体制の構築を一括して行う。これにより、来訪者の満足度と回遊性を高めるとともに、今回定めた規格を今後の吉野町全体における「標準ルール」として定着させ、美しい景観形成と地域ブランドの向上に繋げることを目的とする。

2 業務概要

- (1) 業務名
観光案内看板情報更新に関する業務
- (2) 業務内容
詳細は、観光案内看板情報更新に関する業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。
- (3) 委託期間
委託契約締結の日から令和9年2月26日（金）まで
- (4) 契約方法
公募型プロポーザル方式による随意契約
- (5) 提案上限額
6,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

3 選定・審査方法

選定の方法及び評価基準は、次のとおり。

- (1) 選定委員会の設置
観光案内看板情報更新に関する業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、事業者の選定事務を行う。
- (2) 選定方式
事業者選定は、公募型プロポーザル方式により行う。これは、観光案内看板情報更新に関する業務委託（以下「本業務」という。）について、円滑な業務を実施するため、専門的な知識と経験を有する者をプロポーザルに参加する者（以下「参加申請者」という。）として募り、プレゼンテーション及びヒアリングを行った上で評価し、優先交渉権者等を決定するものである。審査は評価基準に基づいて行い、選定委員会の各委員の評価点の合計点が最も高い者を優先交渉権者とする。合計点が最も高い者が複数あった場合は、その中から委員の多数決により優先交渉権者を決定する。
また、優先交渉権者に次いで高い評価を得た者を次点の交渉権者とし、順次、以下の交渉権者を選定する。

その後、優先交渉権者等の優先順位に従い、本業務に係る仕様書及び企画提案書の内容について協議の上確定し、本業務の委託契約締結予定者を決定する。

(3) 評価基準

① 評価項目

審査項目及び審査基準

	評価項目	評価基準	配点
1	多言語化・デザイン性	多言語表記が視認性・判読性に優れ、利用者に配慮されたものとなっているか。周辺の景観との調和が図られており、かつ観光客の興味を惹きつける魅力的なデザインとなっているか。	25点
2	観光案内看板整備ガイドライン	多言語やピクトグラム等の活用方針が示され、継続的な維持管理を見据えた上で、職員や事業者が実務において使いやすい内容として提案されているか。	25点
3	安全性、耐久性	法令上の基準を満たし、十分な安全性が確保された構造設計となっているか。耐久性に優れ、経年劣化への対策がされているか。	20点
4	業務遂行能力	業務内容を理解し、事業完了までの作業フローや工程計画に無理がなく、各工程において円滑に遂行できる人員・組織体制が構築されているか。	20点
5	類似業務実績・見積価格	過去に実績があり、十分なノウハウを有しているか。提案内容に対する見積価格が妥当であるか。	10点
合計			100点

② 審査における最低基準

最低基準点を設定し、各委員の評価点の平均が60点に満たない場合は、優先交渉権者及び次点者として選定しない。

③ 参加申請者が1者の場合の取り扱い

参加申請者が1者であった場合でも審査を行い、最低基準点を満たした場合、当該参加申請者を優先交渉権者に決定し、その旨を通知する。

4 参加資格要件

参加資格を有する者は、次に掲げる全ての要件を満たすものとします。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の第1項の規定に該当しない者であること。
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- ③ 吉野町暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第二条第一号に規定する暴力団又は、同条例第2号及び第3号に規定する暴力団員等の関与が認められる団体でないこと。
- ④ 吉野町入札参加資格停止措置要領（平成21年2月施行）に基づく資格停止措置その他国又は都道府県による同様の措置を受けている者でないこと。

- ⑤ 国税および地方税を滞納していないこと。

5 事業者選定日程及び募集方法

(1) 全体スケジュール

- ① 公募開始
令和8年7月30日（木）
- ② 質問の受付期間
令和8年7月30日（木）～令和8年8月10日（月）午後5時まで
- ③ 質問の回答日
令和8年8月13日（木）
- ④ 参加申請書の提出期限
令和8年8月14日（金）正午まで
- ⑤ 提案書の提出期限
令和8年8月27日（木）午後5時まで
- ⑥ プレゼンテーション及びヒアリングの開催日
令和8年9月2日（水）
- ⑦ 選定結果の通知・公表
令和8年9月3日（木）
- ⑧ 契約締結日
令和8年9月上旬

(2) 参加申請書の受付

この実施要領の記載内容を全て承知し、公募型プロポーザルに参加を申請する者は、参加申請書に必要書類を添付して提出してください。

- ① 提出期限 令和8年8月14日（金）正午まで
- ② 提出場所 吉野町 産業観光課
- ③ 提出書類
 - (ア) 参加申請書（様式第1号）
 - (イ) 会社概要（様式第2号）
 - (ウ) 暴力団排除に関する誓約書（様式第3号）
 - (エ) 法人登記全部事項証明書（3ヶ月以内に発行されたもの。写し可。）
 - (カ) 納税証明書の写し

※参加申請書提出の前3か月以内に発行された証明書で、国税、参加申請する者の所在地における都道府県税又は都税及び市町村民税又は特別区税の未納がないことを示すもの。

- ④ 提出方法 持参又は郵送
 - ※ 持参による提出の場合は、役場開庁日午前9時から午後5時までとし、郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限までに到着したものに限りします。
 - ※ 送付後、必ず電話にて送付した旨を産業観光課宛に連絡すること。
- ⑤ 提出部数 各1部

(3) 内容についての質問

- ① 受付期限 令和8年8月10日（月）午後5時まで

- ② 受付方法 質問票（様式第4号）に質問事項を簡潔明瞭に記載し、電子メールにて提出し、確認のためその旨を電話連絡してください。

※ 質問は電子メールのみとします。口頭、電話、郵送等その他の方法によるものは受け付けません。

- ③ 提出場所 吉野町 産業観光課

kankou_s@town.yoshino.lg.jp

- ④ メール件名

【観光案内看板情報更新に関する業務委託 質問票】としてください。

（4）質問に対する回答

- ① 回答日 令和8年8月13日（木）

- ② 回答方法 全ての参加申請者に対して回答に関する内容の文書を電子メールにてお知らせします。

（5）企画提案書の提出

- ① 提出期限 令和8年8月27日（木）午後5時まで

提出場所 吉野町 産業観光課

- ② 提出書類

（ア）企画提案書（様式第5号）（詳細については「（6）企画提案書の作成について」を確認してください。）

（イ）見積書及び見積書の詳細な内訳書（任意様式）

（ウ）過去概ね5年間における類似業務の実績を記載した書類（任意様式）

- ③ 提出方法 持参または郵送

※ 持参による提出の場合は、役場開庁日午前9時から午後5時までとし、郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限までに到着したものに限りします。

※ 送付後、必ず電話にて送付した旨を産業観光課宛に連絡すること。

- ④ 提出部数 各8部（原本を1部、副本（写し）7部）

- ⑤ 留意事項

（ア）提出書類は、全てA4サイズを基本とし、記載内容に干渉しないようファイル綴じにし、提出してください。

（イ）提出書類の原本には、会社名及び代表者名を記載の上、代表者印を押印してください。

（ウ）提出書類の副本は、企業名やロゴマーク等、提出者が特定できるようなものは一切記入しないでください。

（6）企画提案書の作成について

企画提案書の作成にあたっては、「仕様書」及び「実施要領」を熟読の上、作成してください。

- ① 基本事項

（ア）企画提案書の表紙（1枚目）は、様式第5号を使用すること。

（イ）企画提案書の2枚目以降の様式は任意とし、A4サイズ縦長用紙に横書

きで両面20ページ以内とすること。(※図表等についてA3サイズを用いることは可能。ただし、A4サイズに折りたたむものとする。)

② 企画提案書の内容

(ア) 業務全体の実施スケジュール(業務工程)を明示した上で、仕様書中の「6 業務内容の詳細・補足事項」について項目毎に、具体的な業務内容や人員体制、業務実施にあたっての留意事項等を文章又は図表等で簡潔に記載すること。

(イ) 本町が提示した仕様書の全面コピーや「仕様書のとおり」といった記載に終始しないこと。

(ウ) 企画提案書の内容は、見積金額の範囲内で提案者が実現できる内容とすること。

(エ) 仕様書に記載されていないが必要と思われる独自の考えや提案等があれば記載すること。

(7) プレゼンテーション及びヒアリングの開催

選定委員会は、参加申請者からプレゼンテーションを受け、併せてヒアリングを行います。

①開催日時

令和8年9月2日(水)

午前9時から午後5時まで(予定)

※各参加申請者には、別途各々に開始予定時刻を連絡します。

②開催場所

後日指定する場所。

③時間

プレゼンテーション 15分以内

ヒアリング 15分

※提出した企画提案書等の内容について、15分以内でプレゼンテーションを行って下さい。続いて質問を行うので、簡潔明瞭に回答して下さい。

④出席者

最大4名まで

※可能な限り当業務の実務担当者が出席すること

(8) 優先交渉権者の決定等

①評価順位が第1位のものを優先交渉権者に確定し、順次、以下の交渉権者の順位を確定します。

②選定結果は、全ての参加者に電子メールにて随時通知します。メール受信後、確認メールの返信をお願いします。

③②の通知を受けた優先交渉権者は、令和8年9月7日(月)までに記入押印後の「承諾・辞退届」(任意様式)を、PDFにし電子メールにて提出して下さい。その後、原本は速やかに持参又は郵送にて提出してください。

④選定結果は吉野町HPにて公表します。

⑤選定結果については、何人も異議を申し立てることはできません。

(9) 仕様書等の確定の協議

町長は選定委員会より優先交渉権者の確定の通知を受けた優先交渉権者と協議して仕様書（企画提案書を含む。）の内容を確定します。

※協議は、町長に代わり当該業務を所掌する産業観光課担当職員が行います。

(10) 次順位の交渉権者との協議

次の場合は、次順位の交渉権者と交渉を行い、仕様書等の確定に向けて協議します。次順位の交渉権者には、産業観光課の担当職員から別途連絡します。

- ① 優先交渉権者が参加資格を有しなくなったとき。
- ② 優先交渉権者が辞退の届出をしたとき。
- ③ 優先交渉権者との協議が不調となったとき。

(11) 契約締結予定者の決定及び契約手続

(9) 又は (10) の仕様書等の確定により、当該確定の協議を行った交渉権者を契約締結予定者とし、当該契約締結予定者を町長が契約相手と認めたときは、遅滞なく、産業観光課の担当職員からその旨を連絡します。連絡を受けた契約締結予定者は、契約の相手方であることを知った日から10日以内の間に契約を締結する義務を負います。契約締結事務は、産業観光課において行います。

6 委託料（提案限度額）

委託料の提案限度額は、以下のとおりです。

6, 000, 000円（消費税及び地方消費税を含む。）

7 失格条項等

次の各号に該当する場合は、棄権又は失格とみなし、審査の対象から除外します。

- (1) 提出期限までに企画提案書等を提出しなかった者
- (2) 実施要領に定める資格要件を満たさなくなった者
- (3) 町が示した提案限度額を超える見積額を提出した者
- (4) 提出書類に虚偽の内容を記載した者
- (5) 実施要領に違反又は逸脱した者
- (6) その他、町の指示に従わない者

8 留意事項

(1) 重複提案の禁止

提案は、参加申請者1事業者につき1案とします。

(2) 書類の返却

提出された企画提案書等は、一切返却しません。

(3) 提出期限後の書類の差替え等の禁止

提出期限後における書類等の差替え、再提出は認めません。ただし、審査のために選定委員会が必要と認め、資料の差替え、再提出を求める場合には、参加申請者は資料の補正、追加資料の提出に応じなければなりません。

(4) 費用負担

参加申請書、質問書、企画提案書等の作成及び提出、その他この実施要領に基づく手続きに係る一切の費用は、参加申請者の負担となります。

(5) 選定委員会等での書類の無断使用禁止

提出された参加申請書、質問書、企画提案書、その他の提出資料は、事業者の審査及び選定以外に参加申請者に無断で使用することはありません。

(6) 辞退届

参加申請書を提出した後に自己の都合により、プロポーザルを辞退する場合には、辞退の届出（任意様式）をして下さい。町は、辞退者に対し、その後において不利益な取扱いを行うことはありません。

(7) その他

提出された書類等は、吉野町情報公開条例（平成11年条例第27号）に基づく開示請求があった場合は、公開の対象となります。ただし、参加申請者が事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非公開となる場合がありますので、この情報に該当すると考える部分がある場合は、あらかじめ文書により申し出てください。なお、委託事業者選定期間中において、決定に影響するおそれがある情報については、決定後の公開とします。

9 担当部局

〒639-3192

吉野郡吉野町大字上市80番地の1

吉野町役場 産業観光課 担当者：中村

TEL 0746-32-3081

FAX 0746-32-8855

メール kankou_s@town.yoshino.lg.jp